



資格適用の適正化にご理解ご協力を 各種異動の手続きをお忘れなく

当組合の資格取得、資格喪失、住所氏名変更等の諸手続きは、事業主を通して速やかに届出をされるようお願いしております。

特にお子様が就職され他の社会保険などに加入された場合や、先生の住所地から独立をされ別世帯になった場合など、資格喪失の手続きが行われていない場合、住所や氏名を変更された場合など、手続きをお忘れになっているケースが多数見受けられますので、変更があった時には必ず手続きをされますようし

くお願いいたします。
手続きには下記のとおり届出用紙等が必要となりますので、各種届出用紙は組合に電話でご請求ください。

なお、一部用紙(資格喪失届・住所氏名変更届など)は組合ホームページからダウンロードが出来ますのでご利用ください。

当組合は皆様から納めていただいております保険料および国、県等からの補助金を主な財源として運営されており、資格の適用を適正に行うことは、適正な保険料の賦課・徴収、国や県からの補助金の適正受領を行ううえで重要な意味あいを持っています。

資格の事務は届出があつてはじめて事務処理が可能となりますので、手続きをお忘れのないよう、ご協力をお願いいたします。

国民健康保険組合事務局
神奈川県歯科医師
電話045-641-5418

受付時間 月曜～金曜
(祝祭日を除く)
9時30分～17時30分

医療費還付金詐欺に注意してください!

神奈川県をはじめ全国各地で高齢者を標的にした医療費還付金詐欺が多発しております。市区町村の職員などを名乗り、「医療費の払い戻し・保険料の払い戻しがあります、手続きが終わっていません。申請期日は本日です!」と焦らせ、キャッシュカードを持参させコンビニや銀行ATM(無人)のところに向かわせ、携帯電話でATMの操作を誘導し、お金を振り込ませる手口です。

当組合や役所等がATM操作を指示し、還付金手続きを行うことは一切ありません。

電話で「医療費が戻ります」と言われましたら、一旦電話を切り、当組合までお問い合わせください。

また、「保険証を更新します」などと言って自宅を訪問し、保険証や通帳・印鑑などを騙し取る事例も発生しておりますので、ご注意ください。

・資格取得のとき

従業員を加入させたいとき	従業員5人未満の個人事業所	・資格取得届 ・住民票(世帯全員分で続柄が記載されているもの)	・療養付加金振込口座届
	従業員5人以上の個人事業所及び法人事業所	・資格取得届 ・住民票(世帯全員分で続柄が記載されているもの) ・健保適用除外承認書の写し	・療養付加金振込口座届
家族を加入させたいとき	子供が生まれたとき	・資格取得届 ・住民票(世帯全員分で続柄が記載されているもの) ・出産育児一時金申請書(加入者が分娩した時)	
	結婚したとき	・資格取得届 ・住民票(世帯全員分で続柄が記載されているもの)	
	他の健康保険等をやめたとき	・資格取得届 ・住民票(世帯全員分で続柄が記載されているもの) ・社会保険等離脱証明書又は退職証明書	

※平成14年10月1日以降に70歳になられた方が加入される場合は所得額に応じて給付割合が異なりますので、所得を証明する書類が必要となります。

・資格喪失のとき

事業主の脱退、県歯科医師会を退会したとき	・資格喪失届(従業員分を含む) ・被保険者証(従業員分を含む)
従業員が退職したとき	・資格喪失届 ・被保険者証
死亡したとき	・資格喪失届 ・被保険者証 ・葬祭費支給申請書 ・死亡診断書又は埋火葬許可書の写し
他の健康保険等に加入したとき	・資格喪失届 ・被保険者証 ・新たに加入した被保険者証の写し

・その他

住所や氏名を変更したとき	・住所氏名変更届 ・被保険者証 ・住民票(世帯全員分で続柄が記載されているもの)
被保険者証を紛失したとき	・再交付申請書 ・住民票(世帯全員分で続柄が記載されているもの)
国民健康保険料の引落し口座を変更するとき	・預金口座振替依頼書
療養付加金の振り込み口座を変更するとき	・療養付加金振込口座届